|  |  |
| --- | --- |
| **急速充電・燃料電池発電・発電設備・変電設備・蓄電池設備設置届出書** | |
| **内　　容** | 急速充電・燃料電池・発電設備・変電設備・蓄電池設備のいずれかを設置する際に必要となります。 |
| **根拠法令** | 日高西部消防組合火災予防条例　第５０条（９，１０，１１，１２，１３）　　による |
| **届出時期** | あらかじめ |
| **提出部数** | ２部 |
| **添付書類** | 付近見取図、配置図、該当設備の設計図書 |
| **備　　考** | 届出対象外  高圧・特別高圧の変電設備は全出力50キロワツト以下のものを除く。  (　内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定しないものは除く。  蓄電池設備は、蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。 |